

香川県報



第 40 号

平成 15 年

5月23日(金曜日)

規 則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

（印は、県法規集掲載事項） ページ

目 次

規 則

●香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

（農業経営課）

一

告 示

○介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

二

○平成十一年香川県告示第四百三十一号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正

（水産課）

三

○漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立

（道路保全課）

四

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（河川砂防課）

四

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

四

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

五

○土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

五

○落札者等の公示

（技術企画課）

五

○開発行為に関する工事の完了

（都市計画課）

五

監査委員公表

○監査結果の公表

（審査課）

五

海区漁業調整委員会指示

○漁業法の規定に基づく指示

（審査課）

八

香川県規則第七十号

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部を改正する規則

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則（昭和三十一年香川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基いて」を「基づき」に、「補助金」を「香川県農業共済団体事務費補助金（以下「補助金」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、香川県補助金等交付規則（平成十五年香川県規則第二十八号）の定めるところによる。

第二条の表三の項中「農業共済団体等運営特別事業」を「農業共済団体運営特別事業」に改め、同項口を次のように改める。

ロ 農業共済地域対応推進総合対策費

四 農業共済団体が行う農業共済事業運営基盤強化対策事業の執行に要する経費 十分の十以内

第四条を削る。

第五条第一項中「交付」の下に「の決定」を、「農業共済団体」の下に「（以下「補助事業者」という。）」を加え、「一に掲げる」を「いずれかに該当する」に改め、同条第二項中「補助金の交付を受けた農業共済団体」を「補助事業者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「を概算払する」を「の概算払をする」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「補助金の交付を受けた農業共済団体」を「補助事業者」に、「までに」を「までに、」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（財産の管理）

第七条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上の機械又は器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 補助事業者が前項の承認を受けて同項に規定する財産を処分することにより収入があつたときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
第八条を削る。

第九条の見出し中「指示」を「及び指示」に改め、同条中「必要に応じ、」を「補助事業の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して」に、「求め、又は」を「させ、又はその」に、「検査させ、その他必要な指示をすることができる」を「検査させることができる」に改め、同条の後段として次のように加え、同条を第八条とする。
この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。
第十条を削る。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第3条関係）」と、「実施したい」を「実施したい」に改める。
第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第6条関係）」と、「年度において、」を「年 月 日付けで」に、「について」を「を実施したので」と、「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の規定は、平成十五年度分以降の補助金について適用し、平成十四年度分までの補助金については、なお従前の例による。

告 示

●香川県告示第三百二二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇二 〇〇四七九	豊栄プランニング 丸亀市今津町三七〇番 地五	有限会社豊栄プランニ ング 代表取締役 細川澤子 丸亀市今津町三七〇番 地五	平成十五年 五月十五日	居宅介護 支援
三七七〇五 〇〇三五七	華の杜居宅介護支援事 業所 観音寺市植田町字池下 八七四番地	特定非営利活動法人松 美会 理事 岡田幸子 観音寺市植田町字池下 八七四番地	〃	〃
三七七〇五 〇〇三六五	華の杜デイサービスセ ンター 観音寺市植田町字池下 八七四番地	特定非営利活動法人松 美会 理事 岡田幸子 観音寺市植田町字池下 八七四番地	〃	通所介護
三七七一三 〇〇三七七	株式会社コムスン東讃 みきケアセンター 木田郡三木町田中字柳 原九六一	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木四丁 目八番五号	〃	訪問入浴 介護
三七七一三 〇〇四三五	有限会社れんげハウス 木田郡三木町鹿伏三二 七番地一ロイヤル白山 六〇二号	有限会社れんげハウス 取締役 佐藤美幸 木田郡三木町鹿伏三二 七番地一ロイヤル白山 六〇二号	〃	訪問介護

●香川県告示第三百三十三号

平成十一年香川県告示第四百三十一号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成十五年五月二十三日から施行する。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式二年魚たい養殖業の表二年魚たい第二八四加入区の項の次に次のように加える

二年魚たい第二九七加入区

区第八六三号漁業権の漁場の区域

小割り式三年魚たい養殖業の表三年魚たい第二八四加入区の項の次に次のように加える

三年魚たい第二九七加入区

区第八六三号漁業権の漁場の区域

●香川県告示第三百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第一百五条の第二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市引田一六二番地六

有限会社共栄水産
代表取締役 森村孝昭

東かがわ市引田二二一番地一

有限会社開発水産
代表取締役 熊本義治

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号引田区域

主として機船船びき網を使用して営む漁業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市引田二六六一番地四八

渡辺 清

東かがわ市引田二四八八番地一

有限会社野網水産

代表取締役 野網武近

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号引田区域

大型定置漁業及びあじ、さば角網漁業

三一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

東かがわ市三本松七九六番地三

中川 邦俊

東かがわ市三本松八二番地一

中石 隆士

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号東讃白鳥、三本松、馬篠区域

主として機船船びき網を使用して営む漁業、大型定置漁業及びあじ落網漁業

●香川県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二十三日から同年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 石田東志度線（百四十一号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町石田東甲九一八番一地先から	一〇・四		平成十三年香川県告示第七百八十四号で変更した区域及び平成八年香川県告示第五百九十
さぬき市寒川町石田東甲九二〇番三地先まで	五一・八	八七	

この法人は、市民のまちづくりへの意識啓発をすすめ、地域住民と行政の協働によるまちづくりのために、研修講座の企画、事業、調査を行い、それを通してまちづくりに関する提言・事業を行うことにより、誰もが暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業	藤原地区	平成一五、二、二五
〃	単独市費補助土地改良事業	大糸地区	平成一五、三、一〇

●香川県公告第三百四十八号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 平成十五年度香川県標準土木積算システム運用業務委託 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十五年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂七丁目一〇番二〇号
- 六 契約価格 五二、〇一七、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三一―三五一一

●香川県公告第三百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市林田町字馬場北三三一―八―一六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂出市林田町三六三―七番地
加藤 有香
三豊郡豊浜町大字姫浜一四九番地
加藤 祐二

監査委員公表

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年5月23日

香川県監査委員

- | | | | |
|---|--------|--------|------|
| 1 | 監査対象部局 | 教育委員会 | 鎌田守恭 |
| 2 | 監査対象年度 | 平成14年度 | 名和基延 |
| 3 | 監査の概要 | | 石川綱治 |
| | | | 廣瀬貞義 |

監査対象機関	監査年月日	総務課	平成15年3月19日
文化会館	平成15年1月21日	義務教育課	〃
東讃教育事務所	〃	高校教育課	〃
図書館	〃	障害児教育課	平成15年3月20日
笠田高等学校	〃	保健体育課	〃
高瀬高等学校	〃	生涯学習課	〃
高瀬のぞみが丘中学校	〃	人権・同和教育課	平成15年3月24日
観音寺中央高等学校	〃	文化行政課	〃
高松工芸高等学校	平成15年1月22日	埋蔵文化財センター	〃
美術工芸研究所	〃	福利課	〃
漆芸研究所	〃	全国スポーツ・レクリエーション祭	〃
高松西高等学校	〃	準備室	平成15年3月25日
教育センター	〃	香川丸亀養護学校	平成15年4月17日
坂出商業高等学校	〃	中讃教育事務所	平成15年4月25日
坂出工業高等学校	〃	西讃教育事務所	〃
香川中部養護学校	平成15年1月29日	自然科学館	〃
豊学校	〃	三本松高等学校	〃
香川中央高等学校	〃	志度高等学校	〃
丸亀高等学校	〃	三木高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃	高松北高等学校	〃
津田高等学校	平成15年2月10日	高松北中学校	〃
大川東高等学校	〃	高松高等学校	〃
小豆教育事務所	〃	高松商業高等学校	〃
土庄高等学校	〃	高松南高等学校	〃
小豆島高等学校	〃	高松桜井高等学校	〃
高松東高等学校	平成15年2月13日	農業経営高等学校	〃
石田高等学校	〃	坂出高等学校	〃
普通寺養護学校	〃	飯山高等学校	〃
琴平高等学校	〃	普通寺第一高等学校	〃

<p>普通寺西高等学校</p> <p>多度津工業高等学校</p> <p>多度津水産高等学校</p> <p>観音寺第一高等学校</p> <p>三豊工業高等学校</p> <p>盲学校</p> <p>香川東部養護学校</p> <p>高松養護学校</p> <p>香川西部養護学校</p> <p>屋島少年自然の家</p> <p>五色台少年自然の家</p> <p>五色台野外活動センター</p> <p>瀬戸内海歴史民俗資料館</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 県内旅費の支給について イ 公共交通機関の定期券による通勤手当の支給を受けている職員について、その経路に通勤定期の通用区間を含む県内出張をする場合に、通勤手当と旅費の調整がなされていないことから、誤った額の旅費が支給されており、正当額との差額分を返納させる必要がある。(教育センター)</p> <p>(4) 私用車の利用により土庄町へ出張をした職員について、車両航送料を県費で支出したにもかかわらず、誤って船賃を含んだ旅費を支給し、また、田当についても、同乗者を含めて誤って二分の一日当を支給していることから、正当額との差額分を返納させる必要がある。(人権・同和教育課)</p>	<p>イ 超過勤務手当の支給について</p> <p>(7) 週休日の振替をする場合において、週を超えて週休日を振り替えたときには、支給割合百分の二十五の超過勤務手当を支給する必要があるが、超過勤務手当を支給していないので、追給する必要がある。(東讃教育事務所)</p> <p>(4) 週休日の振替をする場合において、新たに勤務を命ずることとなった日に勤務時間を超えて勤務したときには、支給割合百分の百二十五の超過勤務手当を支給すべきであるが、支給率を誤って超過勤務手当を支給しており、返納又は追給する必要がある。</p> <p>また、休日の代休日を週を超えて指定した場合には、超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、誤って支給割合百分の二十五の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。(保健体育課)</p> <p>(3) 検討指示事項 ア 諸手当の届出書類の整備について 諸手当が適正に支給されているかどうかについては、随時の確認が必要であるが、教職員の人事異動に際し、扶養手当及び住居手当の支給状況等の変遷を職員ごとに記録した認定台帳を異動先に引き継いでいるものの、現況確認に有用な職員が提出した扶養親族届や住居届が引き継がれていない。これらの引継ぎを含め、届出書類の整備の方法の検討が必要である。(総務課)</p> <p>イ 学校敷地の管理について 一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。(高校教育課、障害児教育課)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>徳島県農業調整委員会指示</p> </div> <p>●徳島県農業調整委員会第五号 農業法(昭和二十四年法律第二十六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。 平成十五年五月二十二日</p>
--	---

香川海区漁業調整委員会会長 高 橋 昭
香川県海面における第一種区画漁業によるトラフグ養殖について、平成十五年五月二十三日から平成十六年五月二十二日までの間、ホルマリン（ホルムアルデヒド希釈液を含む。）の使用を禁止する。

平成十五年五月二十三日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています